

# 宇和島市立結出小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 1 月策定

令和 6 年 4 月改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条（定義）」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会

いじめの発生を確認した際、早急に立ち上げ、対応を協議する。

構成員は、校長、生徒指導主事、学級担任、養護教諭（兼務）、及び遊子駐在所長、学校運営協議会会長、下波公民館長、主任児童委員等とする。

### (2) 生徒指導情報交換会

校内研修会において、全児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

### (3) 結出小学校児童生徒をまもり育てる協議会

1学期に定例会を開催し、学校、PTA、地域、関係諸機関等がいじめや不登校などの予防や早期発見と解消について具体的な対策を協議する。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 全教職員の共通理解と研修の充実

ア すべての教職員が正しくいじめを理解し、適切な対応ができるように、また日頃から適切な言動や指導ができるように、研修の充実を図る。

### (2) 学級経営の充実

ア 児童の実態を十分に把握するとともに、一人一人を大切にしたい、ぬくもりのある学級経営に努める。

イ 児童にとって「分かる」「できる」と実感できる授業実践に努め、児童一人一人に成就感や充実感をもたせるようにする。

ウ 正しく・気持ちのよい言葉遣いや元気な挨拶など、好ましい人間関係を築くための基本的な生活習慣の定着を図る。

エ すべての教育活動を通して、規範意識を養い、規律ある生活態度を育てる。

オ 学校の教育活動全体を通して、児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を育成する。

(3) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 人権・同和教育の充実

ア 自分の大切さと共に、友達の大切さが分かる豊かな感性と行動力を持った児童の育成に努める。

イ 人権集会を通して、いじめ問題について学ぶとともに、「いじめは、人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

(5) 全校活動の実施

ア 全校活動の中で協力したり協調したりすることによって、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

イ 俳句活動を通して、友達の思いや願いに共感できる心を育成する。

(6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

ア 全校児童のインターネット・SNSに関する使用状況調査を行い、現状把握に努める。

イ 宇和島市生徒指導研究委員会が作成しているSNSノートを活用し、インターネット・SNS等に関するモラル教育を実施する。

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 定期的・計画的に近隣の保育園や小学校との交流会を実施して、豊かな人間性や社会性を育む。

イ 近隣の保育園や中学校との情報交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 人間関係の構築

日頃から児童との触れ合いを大切に、児童が安心して相談できる関係を築く。

(2) 「こころのアンケート」の実施

定期的に「こころのアンケート」を実施し、児童の悩みを知る手助けとする。

(3) 全教職員による教育相談

毎月計画的に教育相談の時間を設定し、全教職員が全校児童と教育相談をする。

(4) 日記指導

日記指導を通して交友関係や悩みを把握すると共に、児童と教師の信頼関係を築く。

(5) 保護者や地域、関係機関との連携

○ 学校と保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

○ 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市民課、保険健康課、教育委員会、中学校や南予子ども・女性支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決を図る。保護者に対しては、機会を捉え、「いじめのサイン発見シート」を配布する。

## 5 いじめに対する措置

- (1) その場の関係者に事実関係を確認し、適切な指導を行う。併せて、直ちに学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。
- (2) 報告を受けて24時間以内に生徒指導委員会を開いて協議し、対応・指導に当たる。
- (3) いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・保護者への助言を継続的に行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (5) 対応・指導に当たって、次の事柄に留意する。
  - ア いじめは人として絶対に許されない行為、差別であるという認識の下で対応・指導に当たる。
  - イ いじめを受けた児童に、最後まで守り抜くこと、秘密を守ること、必ず解決することを伝える。
  - ウ 話を聴く時間や場所、双方の気持ちに十分配慮する。
  - エ いじめを受けた児童の状況によっては、登下校や放課後等においても教職員の目の届く体制を取る。
  - オ 周りの児童に対して、いじめを傍観せず訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
  - カ 保護者への対応は、複数の教職員で対応することを原則とし、事実に基づいて丁寧に説明する。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
(ア、イ…「いじめ防止対策推進法 第28条」(学校の設置者又はその設置する学校による対処)より)
- (2) 重大事態が発生した旨(①②③)を、市教育委員会に速やかに報告する。

- ① 被害児童の氏名・学年・性別
- ② 欠席期間・その他児童の状況
- ③ 児童・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合は、その訴えの内容

- (3) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- (5) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。